

奈良市幼保再編実施計画に基づく

市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方

平成27年3月

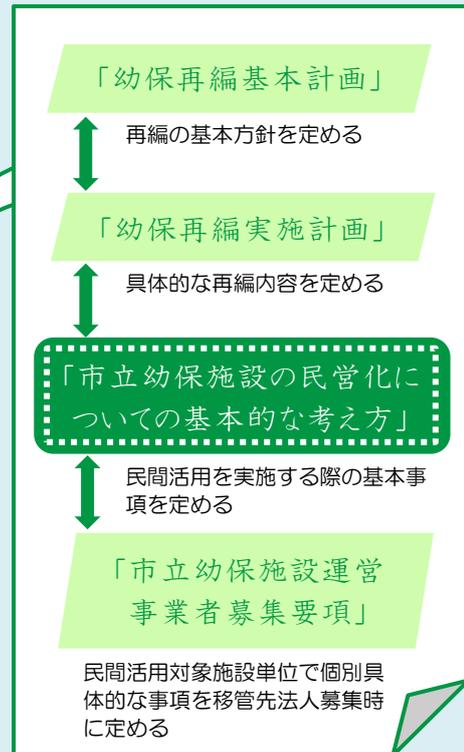
子ども未来部子ども政策課

はじめに

本市では、「奈良市幼保再編基本計画」（平成25年1月策定）及び「奈良市幼保再編実施計画」（平成25年7月策定）に基づき、市立幼稚園と市立保育所の再編を積極的に進めているところです。

本計画（10頁参照）に基づき、市立幼保施設の運営について、民間活用を実施する場合の基本的な市の考え方を「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」として、市民の皆様にお知らせします。

なお、個別具体的な事項については、本内容を基準とし、民間活用する幼保施設の状況を勘案したうえで、地域や保護者のご意見も伺いながら決定していくこととします。



目次

□ 民間活用実施方法	1
□ 民営化により実施する教育・保育内容	2
□ 民営化対象施設の選定	3
□ 保護者説明会の実施	4
□ 移管先法人の選定	4
□ 移管先法人への移管方法	5
□ 移管先法人への引継方法	6
□ 民営化後の市の役割	7
□ 民営化により、変わること、変わらないこと	8
□ 民営化スケジュールイメージ	9
□ [資料] 奈良市幼保再編実施計画抜粋	10



民間活用実施方法

本市では、市立幼保施設の運営に関する民間活用を進めるにあたって、施設運営を民間法人に移管する、いわゆる「民営化」を主な手法とします。

- ◆ 「民営化」とは、既存の市立幼保施設（幼稚園、保育所、こども園）の設置・運営主体を民間法人（社会福祉法人、学校法人）に移管することをいいます。（公設公営→民設民営）
なお、本市の保育需要を考慮して、移管後の民間法人による施設運営形態は、原則として、新たな「幼保連携型認定こども園」もしくは、「認可保育所」とします。
- ◆ 移管後の既存市立幼保施設の活用手法（改修や他施設との連携等）については、民間法人からの提案に基づき、事前に市と協議のうえ決定するものとします。
- ◆ 施設形態等の状況から民設民営が困難な場合は、民営化に準ずる手法として、「認可保育所」の「民間委託」（公設民営）についても検討します。
- ◆ 移管先の対象となる民間法人については、実績を重視した選定を行うため、現に、認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを運営している「社会福祉法人」または、「学校法人」を対象とし、営利法人は対象外とします。

【社会福祉法人とは】

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない民間の法人です。

【学校法人とは】

私立学校の設立を目的として設置される法人。国または地方公共団体を除いては学校法人だけが学校教育法に定める学校を設立することができます。

Point

民営化することでサービスをもっと充実させるのね！

想定例	移管前		➡	移管後		移管することで期待できる効果
	[運営形態]	[運営主体]		[運営形態]	[運営主体]	
〔パターン①〕	幼稚園	奈良市	➡	認定こども園	民間法人	3歳児保育・給食実施 子育て支援の充実
〔パターン②〕	保育所	奈良市	➡	保育所	民間法人	保育時間の延長 特色ある保育の実施

■ 民営化により実施する教育・保育内容

次に掲げる教育・保育内容を標準として、移管先法人が運営実施することとします。

なお、移管先民間法人の提案等により、休日保育事業などの特別保育事業を追加実施することも可能とします。

◆ 開所日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除いた日を開所日とします。

◆ 開所時間

地域の教育・保育ニーズに即した時間設定とします。なお、基本開所時間は11時間とするとともに、延長保育時間を必ず設けることとします。

◆ 職員配置

移管後の施設運営形態に応じて、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、または、「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則り、職員を配置するとともに、次の要件を満たすこととします。

(1) 施設長

認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて、施設長の実務経験を有する者を専任で配置すること。

(2) 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保でき、経験・年齢のバランスが取れた職員配置とすること。

(3) 当該民営化対象施設に勤務する臨時的任用の幼稚園教諭や保育士

当該民営化対象施設に勤務する臨時的任用職員をできる限り採用し、教育・保育の連続性に努めること。なお、採用にあたっては、市と協議すること。

◆ 教育・保育内容等

教育・保育の実施にあたって、次の事項を順守するとともに、市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力することとします。

(1) 移管後の施設運営形態に応じて、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、または、「保育所保育指針」に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施すること。

(2) 一時預かり事業を実施すること。

(3) これまで市立園が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れに努めること。

- (4) 給食については、栄養士が作成する献立に基づき提供し、食物アレルギー対応については、国が示すガイドライン等に基づき、子ども一人ひとりの状況に応じて実施すること。
- (5) 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させること。
- (6) 市立幼保施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ること。
- (7) 公的な第三者評価を受審するとともに、評価結果を公表すること（移管後3年以内）。
- (8) 研修に積極的に参加し、教育・保育内容の向上に努めること。
- (9) 市立園がこれまで培った地域との交流を継続すること。

Point

〔 民営化により実施する教育・保育 〕

私立園の ノウハウ・資源	これまで築き上げてきた 市立園の教育・保育
幼保連携型認定こども園 教育・保育要領 保育所保育指針	運営に関する基準 を定める条例

そもそも教育・保育内容などの園運営の基本となる部分は、ちゃんと国や市で定められているのね！



■ 民営化対象施設の選定

本市では、幼保再編計画に基づき、市内を7つのゾーンに分け、22の中学校区を基本として、幼保一体化した「市立こども園」（幼保連携型認定こども園）を計画的に設置することとしています。

民営化対象施設については、「市立こども園」の設置や私立幼保施設との地域バランス等を総合的に勘案して決定します。

- ◆ 原則として、次の条件を満たすこととします。
 - (1) 施設の立地や利用者などの状況から保育需要が高く、継続的に定員確保が見込めること。
 - (2) 近隣保育所の待機児童解消が見込めること。
 - (3) 地域への子育て支援の充実が期待できること。

- ◆ 民営化対象施設の公表については、利用者が幼保施設を選択する際の参考にできるようにするため、原則、移管実施の2年6か月前までに行います。

■ 保護者説明会の実施

次の事項などについて、順次、保護者説明会等を実施し、きめ細かな情報提供を市から行います。さらに、子どもへの影響が出ない民間移管に向け、保護者の意見や要望が実施方法に反映できるように努めます。

- ◆ 民営化の概要
- ◆ 民営化対象施設の選定理由
- ◆ 移管先法人の選定方法
- ◆ 移管先法人への移管スケジュール
- ◆ 移管先法人への引継（共同保育を含む。）の実施方法
- ◆ 移管後の教育・保育実施方針

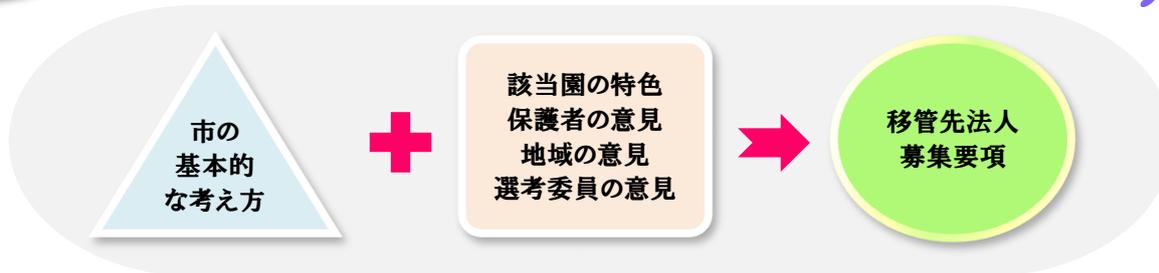


■ 移管先法人の選定

- ◆ 募集方法
より優良で意欲のある移管先法人を幅広く募るため、公募による方法とします。
- ◆ 選定方法
 - (1) 市の基本的な考え方に基づき、保護者や地域との協議を行い、それらの意見を取り入れた「募集要項」を定め、移管先法人の募集を行います。
 - (2) 提案方式により、応募民間法人から教育・保育方針や内容も含め、運営のための計画書を提出してもらったうえで選定します。
 - (3) 応募民間法人に対し、書類選考及びヒアリング、施設実地調査、経営状況調査を行います。
 - (4) 外部有識者や保護者を含む関係者から構成する移管先民間法人選定のための委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保します。
- ◆ その他
応募民間法人が上記「募集要項」に定める選定水準を満たさない場合は、移管先法人が決定するまで現行どおり市による運営（公設公営）を継続します。

Point

さまざまな意見を聞いたうえで法人を選定するのね！

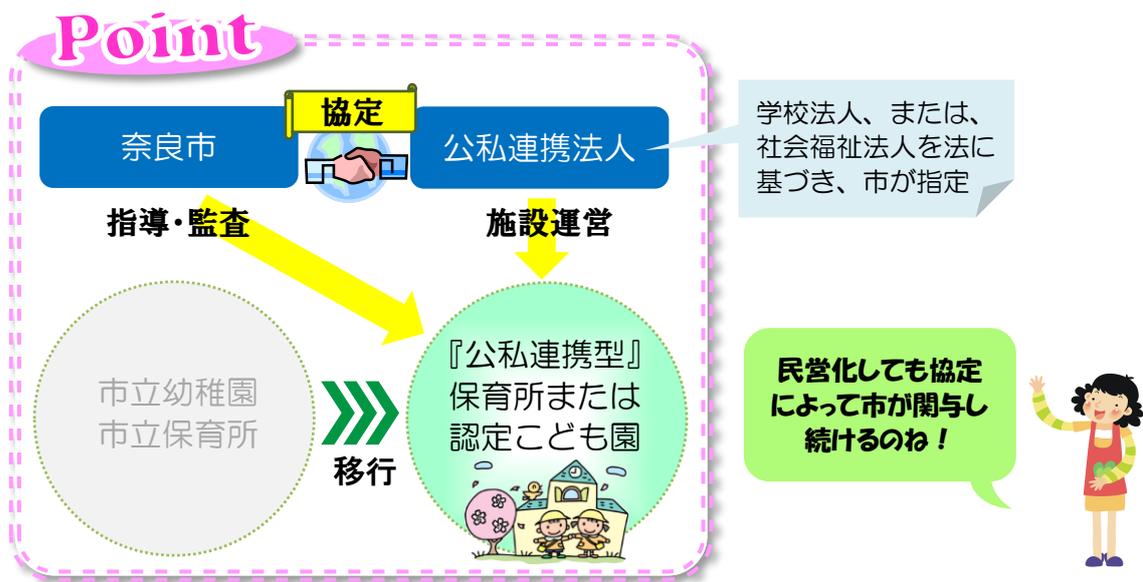


■ 移管先法人への移管方法

移管先法人が、継続的かつ安定的に施設運営し、教育・保育のさらなる充実が図れるよう、法に基づく手法として、移管先法人を「公私連携法人」として指定します。

これにより、土地を無償で貸し付けるなどの措置を取り、移管先法人の経営面の負担の軽減を図るとともに、運営面等での市の関与を明確にします。（改正児童福祉法第56条の8、改正認定こども園法第34条）

- ◆ 法に基づき、次に掲げる事項などを定めた協定を「公私連携法人」として指定した移管先法人と締結します。
 - (1) 教育・保育（これまでの保育方針、内容などを継承する旨等）に関する基本的事項
 - (2) 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
 - (3) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- ◆ 土地
原則、移管先法人へ市有地を無償または時価よりも低い対価で貸し付けます。
- ◆ 建物
原則、移管先法人へ無償で貸付、または、無償譲渡します。
- ◆ 備品
原則、移管先法人へ無償で貸付、または、無償譲渡します。



■ 移管先法人への引継方法

運営主体が移管先法人に変わることで、子どもへの影響が出ないように、現行の教育・保育内容を継続的なものとするを原則とした引継を行います。

◆ 引継期間

民営化実施の1年前までに移管先法人を決定し、1年間を目途に引継期間を確保します。

◆ 三者協議会

市、移管先法人、保護者（地域）間による三者協議会を設置することで、円滑な引継を行うための協議や移管後の保育内容についての協議等を行うこととします。

なお、三者協議会の設置については、保護者の意向により決定します。

◆ 共同保育

子どもたちが移管先法人の職員（幼稚園教諭や保育士など）との信頼関係を築いた段階で移管することができるよう、次のような引継内容を踏まえたうえで、民営化対象園に段階的に移管先法人職員を配置し、市職員（幼稚園教諭や保育士など）と移管先法人職員が共同で行う教育・保育（共同保育）を実施します。

この期間においては、園児それぞれの発達段階に応じ、民営化後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の子どもの様子などの把握に努めるとともに、子どもや保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら共

同保育を行っていきます。

◆ 引継内容

- (1) 子どもに関する健康・発育などの記録を基に、子ども一人ひとりの生活の様子や状況などを共同保育などにより引継を行います。
- (2) 教育・保育目標や計画及び指導計画、各クラスでの教育・保育内容や子どもの受入れ、引き渡しなどの日々の教育・保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係等施設運営全般について引継を行います。

◆ 進捗管理

上記の内容を標準として、当該園関係者との協議を行ったうえで引継に係る計画を策定します。また、本計画の進捗管理を市が行うとともに、必要に応じて、指導も行います。

◆ 保育料

保育料は、条例等に基づき、市が決定していますので、市立と私立での違いはないことから、民営化により、高くなることはありません。

なお、保育料以外の例えば、制服代や教材費などの新たな保護者負担の導入については、移管先法人と保護者間で話し合ったうえで決めていただくこととします。

保育料は
変わらないのね！



■ 民営化後の市の役割

民営化を実施した後においても、移管先法人と締結する協定を基に、市が一定の関与を保ち続けます。

つまり、民営化後についても引き続き、市職員（保育士、幼稚園教諭等）が定期的に園を訪問し、締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じ助言・指導を行います。

なお、協定内容に従って教育・保育を行うことを市が勧告することやそれに従わない場合に指定を取り消すことが法の規定により可能となっています。

また、第三者評価の受審を移管先法人に義務付けることにより、教育・保育のさらなる質の向上と運営の透明性を高めるとともに、保護者対象のアンケートを実施することなどにより、市として民営化の検証・評価を行い、後の施設運営に活かしていきます。

□ 民営化により、変わること、変わらないこと



運営主体

➡ 変わります。

➤運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人、学校法人）に移管しますが、締結する協定に基づき、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行っていきます。

運営形態

➡ 対象園によって異なります。

➤例えば、「市立幼稚園」や「市立保育所」が「民間法人が運営する認定こども園」に移行する場合があります。
また、「市立保育所」がそのまま「民間法人が運営する認可保育所」になる場合も考えられます。

保育士・教諭等

➡ 変わります。

➤市職員である保育士・幼稚園教諭等から、民間法人職員である保育士・幼稚園教諭等に変更します。
ただし、子どもへの影響をなくすため、十分な引継期間を設定します。この期間においては、園児それぞれの発達段階に応じ、民営化後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の子どもの様子などの把握に努めるとともに、子どもや保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら市と移管先法人職員による共同保育などを行っていきます。

保育料

➡ 変わりません。

➤保育料は、条例等に基づき、市が決定していますので、市立と私立での違いはないことから、民営化により、高くなることはありません。
また、教材費などの新たな保護者負担の導入については、移管先法人と保護者間の協議により決定することとします。

教育・保育内容

➡ より充実します。

➤移管先法人に対し、十分な引継を行うことで、これまで地域や保護者のみなさんと築き上げてきました当該園の行事や日々の教育・保育等を引き続き実施していただきます。
さらに、民間のノウハウや資源を活用することで、延長保育の実施など保育サービスの充実を図ります。

園舎の場所

➡ 変わりません。

➤なお、老朽化している園舎の建て替えを条件の一つとして、民営化を行った場合を除きます。

□ 民営化スケジュールイメージ

移管3年前 (n-3年度)												
対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者地域							● 説明 (概要)					
移管先法人	原則、民営化する2年6か月前までに対象施設を公表											



移管2年前 (n-2年度)												
対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者地域		● 説明 (公募)			在園児保護者代表等の審査への参加				● 説明 (審査結果)			
移管先法人				移管先法人 公募		移管先法人 審査・決定			三者協議会設置	引継計画策定 引継準備		



移管1年前 (n-1年度)													
対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保護者地域	● 説明 (引継計画)		定期的な三者協議会の開催								● 説明 (移管)		
移管先法人	引継開始 (約1年間) 共同保育												



移管開始年度 (n年度)												
対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者地域	民間移管開始										アンケートなど実施	
移管先法人		市のアフターフォロー						福祉サービス第三者評価の受審 市の指導・監査受入				

VI 民間活用の検討・実施

本市では、これまで市立奈良病院や総合医療検査センター、子ども発達センターなど市民と密接に関わる施設の運営を各法人へ任せることや、小学校給食調理業務などについて民間委託することで行政運営を効率化してきました。また、保育施設についても市で設置した鶴舞保育園と中登美保育園を民営化した実績があります（公設民営→民設民営）。

平成24年度は民間保育所の設置を公募してきましたが、今後は、市立幼保施設の運営管理や家庭的保育事業（いわゆる保育ママ）のような小規模保育サービスの実施などについて、民間活力のより一層の活用を幅広く検討・実施していきます。

(1) 行政と民間の役割

市内には2園の国立大学付属幼稚園、15園の私立幼稚園があります。これらの園では3年保育で、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、教育時間終了後の預かり保育に力を入れている園も多くあります。また、保育ニーズが大きく伸びている保育所においても、民間保育所は定員充足率が100%を上回っているところが多くあり、病後児保育や延長保育、一時預かりなど多様なサービスを提供している園があります。

これに対し、行政として、就学前児童の子ども・子育て支援施策を推進していくために市が直接幼保施設の運営に携わってきましたが、【資料K】に示すように、市内での市立施設の占める割合は非常に高くなっています。

こうした中、市立幼保施設の再編により、施設を集約化することで、限られた人材や財源を有効活用し、機能充実や施設の改修を図ることとしています。

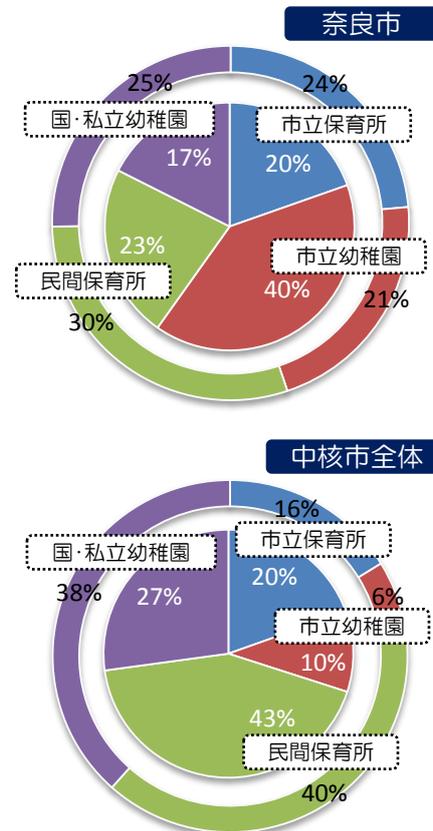
しかし、これまで実施してきた子ども・子育て支援施策に加え、さらに、3歳児保育や家庭的保育など新たな施策を実施していくことになると、幼保施設の運営や子育て支援に関する事業の実施について民間に任せる割合を増やすことも併せて検討する必要があります。

そこで、民間にできることは民間に委ねることで、行政の役割として、例えば、地域の子育て支援の拠点としての役割や地域全体のバランスを考え、不足するサービスを補う役割としての取組を強化していきます。さらに、民間事業者の保育ニーズへの対応力の早さ、効率的な運営のノウハウを活用し、市全体のさらなる教育・保育の充実を図ることとします。

【資料K】

「幼保施設数（内円）」及び
「利用者数（外円）」の割合

「平成23年度都市要覧(中核市長会)」より



(2) 国の財政支援

待機児童解消や多様化する保育ニーズ等に対する取組として、平成21年度から23年度にかけて民間保育所3園が新設され、平成24年度にはさらなる保育ニーズに対応するため、特に保育ニーズの高い地域への民間保育所の設置を公募し、平成25年度中に3園新設されることになりました。

このように、新たに民間の保育所を設置できる背景には、新規保育所建設経費については、民間施設のみが国からの財政的支援を受けることが可能な制度となっていること、また行政よりもスピード感と柔軟性をもった対応が民間には期待できることがあります。

近年、国の施策として民間施設への支援が手厚くなっており、施設運営費や建設費、認定こども園への移行経費など、原則的に民間施設のみが国からの財政支援が保障されている制度になっています。

(3) 民間活用の手法

民間活用の具体的な手法として、例えば、次のように既存市立幼保施設の運営を民間に委ねることが考えられます。その他に、新たに実施に向けた検討を進めている家庭的保育事業などの小規模な保育サービスについても民間法人へ委託して行うことになります。

① 民営化(「公設公営」あるいは「公設民営」→「民設民営」)

市営の幼保施設の土地や建物等を民間法人へ売却・譲渡・貸与することで、設置主体を民間法人に移管することが考えられます。(例) 市立〇〇保育所→△△法人◇◆保育所

② 民間委託化(「公設公営」→「公設民営」)

市営の保育施設を設置主体は市のままで、市と民間法人が運営に関する契約を締結することで民間法人等へ運営の一部または全てを委託することが考えられます。



(4) 安心できる教育・保育環境の確保

上記のような民間活用の実施を考えた場合、安心できる教育・保育環境の確保のため、次のような対応策を講じる必要があります。

① 子どもへ影響がでない制度設計

施設運営における民間活用には、教育・保育ニーズに沿った迅速なサービス展開等が期待できますが、その反面、保育士の入れ替わり等による子どもへの影響も懸念されるところです。

そこで、保護者が安心できる教育・保育環境の確保を最優先に、子どもへ影響がでない民間活用の制度設計を進めます。

② 第三者評価の導入推進

第三者評価制度は、教育・保育の質の向上と運営の透明性を高めるうえで有効な手法です。(【資料L】参照)

今後、民間に施設運営を委ねていくことに伴い、まず、「(仮称)市立こども園」や民間活用を行った施設から積極的に取り入れていきます。

【資料L】第三者評価とは

- ◇ 提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うものです。
- ◇ 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものをめざし、サービスの質の向上を意図しているものです。



【民間活用により期待できる効果】

- ◇ 保育サービスの多様化
 - ・ 休日保育の実施など、利用者の多様な保育ニーズに添ったサービス展開
 - ・ 特色ある教育・保育の実施
- ◇ 柔軟性の向上
運営体制がスリム化することによる対応の迅速化
- ◇ 市負担の大幅軽減
民間法人が施設運営する経費については、国からの財政支援が保障(現行1/2補助)



【民営化・民間委託化の際の留意事項】

- ◇ 子どもへの十分な配慮
例) 移行期間の十分な確保や信頼性の高い民間法人の選定
- ◇ 保護者の不安解消
例) きめ細やかな情報提供や意見反映ツールの確保
- ◇ 教育・保育の質と透明性の維持・向上
例) ガイドライン策定や第三者評価制度の実施義務化
- ◇ 行政の役割徹底
例) 指導監査体制の充実

子ども・子育て支援施策
のさらなる充実へ活用

民間活用に係る実施基準の策定・公表